

## 海外旅行傷害保険のあらまし（保険責任期間:最長90日）

担保項目	こんなとき	お支払いする保険金
傷害	死亡・後遺障害	被保険者（保険の対象となる方）が、責任期間中に偶然な事故によりケガをして事故の日から180日以内に死亡されたとき、または後遺障害が生じたとき。 <p>死亡されたとき……死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。後遺障害が……後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%から100%をお支払いします。</p> <p>（注）死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。</p>
	治療費用	被保険者が、責任期間中に偶然な事故によりケガで医師の治療を受けられたとき。 <p>300万円を限度とし、事故の日（疾病の場合は医師の治療を開始した日）から180日以内に治療のために現実に出した次の費用をお支払いします。</p> <p>① 医師による治療費、手術費、入院費 ② 緊急移送費、入院または通院のための交通費、通訳雇入費、医師・職業看護師の付添費 ③ 義手、義足の修理費（傷害治療費用のみ） ④ 治療による入院により必要となった旅行行程に復帰するためのまたは直接帰国するための交通費および宿泊費 ⑤ 入院のために必要となった国際電話料等通信費、身の回り品購入費用（5万円限度）等（1事故について20万円限度）</p> <p>（注）社会保険等公的制度により被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分は、お支払いの対象となりません。</p>
疾病治療費用	①責任期間中または責任終了後72時間以内に発病し、かつ医師の治療を開始されたとき。ただし、責任期間中に原因が発生したものに限ります。 <p>②責任期間中に感染した特定の伝染病（コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎臓慢性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症）のために責任期間終了後30日以内に医師の治療を開始したとき。</p>	<p>3,000万円を限度として損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします。</p> <p>（注）損害賠償金額および費用の合計金額の決定については、事前に保険会社の承認が必要です。</p> <p>（注）1事故について損害額のうち1,000円をご自身で負担していただきます。</p> <p>（注）示談交渉サービスはありません。</p>
賠償責任	被保険者が、責任期間中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負ったとき。	<p>3,000万円を限度として損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします。</p> <p>（注）損害賠償金額および費用の合計金額の決定については、事前に保険会社の承認が必要です。</p> <p>（注）示談交渉サービスはありません。</p>
携行品損害	被保険者所有の携行品（現金、小切手、クレジットカード、定期券、運転免許証、コンタクトレンズ、各種書類および別送品等を除きます。）が責任期間中に火災や盗難等の偶然な事故により損害を受けたとき。	<p>1つ（1組または1対）あたり10万円（航空券・乗車券等の損害については5万円）を限度として自己負担額3,000円を控除した額をお支払いします。ただし、バスポート損害については再発給費用、渡航書の取得費用を5万円を限度として損害額とします。</p> <p>（注）お支払いする保険金の総額は、30万円を保険期間中の限度とします。</p> <p>（注）修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p>
救護者費用等	被保険者が責任期間中に <p>①事故により遭難（行方不明を含みます。）されたとき。</p> <p>②事故によるケガが原因で180日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院されたとき。</p> <p>③病気により死亡されたとき。</p> <p>④病気にかかり旅行終了日から30日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院されたとき。</p>	<p>200万円を限度として次の費用をお支払いします。</p> <p>①捜索救助費用</p> <p>②現地との航空運賃等交通費（救護者3名まで）</p> <p>③現地および現地までのホテル客室料（救護者3名かつ1名については14日分まで）</p> <p>④現地からの移送費用</p> <p>⑤遺体処理費用（100万円限度）</p> <p>⑥救護者の渡航手続費用および現地での諸雑費（20万円限度）</p> <p>（注）救護者とは捜索、看護、事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族およびその代理人をいいます。</p>

（注）「責任期間」とは、海外旅行の目的で住居を出発したときから住居に帰着するまでの間でかつ日本を出国した前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時までの間で日本を出国した日から最長90日間が補償されます。

（注）他のクレジットカード付帯の保険契約から死亡・後遺障害保険金が支払われる場合、これらのカードの最も高い保険金額を限度に投分して、保険金をお支払いします。

（注）ご出発前に特別な手続きは必要ありません。

（注）事故の発生した日から30日以内に事故発生の状況および事故の程度を損保ジャパン/日本興亜へご連絡ください。

## 国内旅行傷害保険のあらまし

担保項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷害死亡・後遺障害	下記①から③によりケガをして事故の日から180日以内に死亡されたとき、または後遺障害が生じたとき。 <p>①被保険者が公共交通乗用具に搭乗する以前に、その料金をクレジットカードで支払い、日本国内を旅行中、乗客として公共交通乗用具に搭乗中に傷害を被った場合。 ※航空機に搭乗の場合は、航空機の搭乗者に限り入場が許される飛行場における傷害事故および飛行機の不時着時の接続交通乗用具搭乗中も含みます。</p> <p>②被保険者が旅館、ホテル等の宿泊施設にチェックインする以前に、その料金をクレジットカードで支払い、またはノークーポンシステムを利用して宿泊施設の予約を行い、日本国内を旅行中、宿泊者として宿泊施設に滞在中に宿泊施設の火災または破裂・爆発により傷害を被った場合。</p> <p>③被保険者が宿泊を伴う募集型企画旅行をクレジットカードにより事前にその料金を支払い、募集型企画旅行参加中に傷害を被った場合。</p>	死亡した場合………死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払い致します。 <p>後遺障害が生じた場合……後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額3%から100%をお支払い致します。</p>
	入院・手術・通院	<p>〈入院保険金〉</p> <p>上記①から③によりケガをして入院した場合（事故日から180日以内の入院が対象）。</p> <p>〈手術保険金〉</p> <p>入院保険金が支払われる場合に、その傷害の治療のため所定の手術を行った場合（事故日から180日までの手術が対象）。</p> <p>〈通院保険金〉</p> <p>上記①から③によりケガをして通院した場合（事故日から180日以内の通院に対し90日を限度）。</p>

（注）ノークーポンシステムとは、カード加盟店である旅行者者に対して、カードにより料金を支払うことを告知して予約を行うシステムをいいます。

（注）募集型企画旅行とは、あらかじめ旅行の日程交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行（平成16年12月16日国土交通省告示第1593号の標準旅行業約款に規定するもの）をいい、会社の慰安旅行や業務出張等あらかじめ参加者が決定している旅行は募集型企画旅行とはなりません。

（注）募集型企画旅行に参加中とは、募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等（募集型企画旅行に参加するために個別に利用する機関は含みません。）を利用したときから最後の運送・宿泊機関等の利用を完了するまでの期間をいいます。ただし、募集型企画旅行の日程から離脱した期間は除きます。

（注）公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶等をいいます（時刻表に基づき運行している航空機・電車・船舶等を指し、タクシー・ハイヤー・レンタカー・社用車は除く）。

（注）他のクレジットカード付帯の保険契約から死亡・後遺障害保険金、入院・手術・通院保険金が支払われる場合、これらのカードの最も高い保険金額を限度に投分して、保険金をお支払いします。

（注）ご出発前に特別な手続きは必要ありません。

（注）事故の発生した日から30日以内に事故発生の状況および事故の程度を損保ジャパン/日本興亜へご連絡ください。

## 旅行傷害事故の通知について

事故の通知については下記までご連絡ください。連絡がとれましたら次の事項をお伝えください。
セゾンアメリカン・エキスプレス・カード会員であること、カードの種類、会員番号、出国日、日本の住所と電話番号、海外での連絡先。

■日本国内からのご連絡先（国内旅行傷害保険の補償対象事故も下記になります。）
セゾンアメリカン・エキスプレス事故受付デスク（24時間受付、年中無休）

**☎0120-661-676** **☎018-888-9295**

■海外メディカルヘルプラインお問い合わせ先
ケガ・病気などでお困りのとき、電話1本で医療・緊急手記サービスを行います。
（24時間・年中無休・日本語対応）

	お客様の滞在地	電話番号	センター
北米・中南米	アメリカ本土・ハワイ・アラスカ・カナダ	1800-233-2203（無料電話）	アメリカセンター
	メキシコ	001-855-835-2554（無料電話）	
	ブラジル	0800-892-1256（無料電話）	
	無料電話がご利用にならない場合や上記以外の国・地域から	アメリカ本土内から アメリカ本土外から	
中国	中国（香港・マカオを除く）	800-810-9784（無料電話）	中国センター
	香港	800-968-845（無料電話）	
	マカオ	080-0382（無料電話）	
	無料電話がご利用にならない場合	中国国内から 中国国外から	010-8447-5985 (86) 10-8586-6149
アジア・オセアニア・グアム・サイパン	台湾	00801-65-1166（無料電話）	シンガポールセンター
	シンガポール	1800-3041756（無料電話）	
	マレーシア	1800-80-1013（無料電話）	
	無料電話がご利用にならない場合や上記以外の国・地域から	シンガポール国内から シンガポール国外から	
	韓国	00798-651-7029（無料電話）	タイセンター
インドネシア	001-803-65-7187（無料電話）		
タイ	1800-1-651-0065（無料電話）		
ベトナム	12065143（無料電話）		
	グアム・サイパン	1877-232-0747（無料電話）	タイセンター
オーストラリア	1800-553-152（無料電話）		
ニュージーランド	0800-44-9345（無料電話）		
無料電話がご利用にならない場合	タイ国内から タイ国外から	02-302-6535 (66) 2-302-6535	
欧州・アフリカ・中近東・ロシア	イギリス	0800-312-002（無料電話）	イギリスセンター
	フランス	0800-90-84-60（無料電話）	
	イタリア	800-791-034（無料電話）	
	ドイツ	0800-182-3992（無料電話）	
	無料電話がご利用にならない場合や上記以外の国・地域から	イギリス国内から イギリス国外から	01444-444-851 (44) 1444-444-851
各センターに連絡が取れない場合	海外から	(81) 3-3811-8127	東京センター
	日本国内から	03-3811-8127	

※ミャンマー・カンボジア・ラオスはタイセンターへご連絡ください。

※夜間・週末等で、セゾンアメリカン・エキスプレス・カード会員であることの確認がとれない場合には、可能な範囲（日本語の通じる病院の紹介など）でのアシスタンスはご提供しますが、キャッシュレスサービスのご提供はできませんのでご了承ください。

### ■海外ホットライン・お問い合わせ先

ケガ・病気以外のトラブルの場合の相談サービスです。
（24時間・年中無休・日本語対応）

	お客様の滞在地	電話番号	オフィス
北米・中南米	アメリカ本土・ハワイ・アラスカ・カナダ グアム・サイパン	1800-366-1572（無料電話）	ロサンゼルス オフィス
	無料電話がご利用にならない場合や上記以外の国・地域から	アメリカ本土内から アメリカ本土外から	
中国	中国（香港・マカオを除く）	800-820-8775（無料電話）	上海オフィス
	無料電話がご利用にならない場合	中国国内から 中国国外から	
アジア	香港・マカオ	2868-4392	香港オフィス  シンガポール オフィス
	台湾	00801-855-769（無料電話）	
	韓国	00798-8521-6279（無料電話）	
	シンガポール	6738-3959	
	無料電話がご利用にならない場合や上記以外の国・地域から	(65) 6738-3959	
オセアニア	オーストラリア	1800-02-1066（無料電話）	シドニー オフィス
	無料電話がご利用にならない場合や上記以外の国・地域から	オーストラリア内から オーストラリア外から	
欧州・アフリカ 中近東・ロシア	イギリス	0800-028-89-32（無料電話）	ロンドン オフィス
	フランス	0800-770-241（無料電話）	
	イタリア	800-781-810（無料電話）	
	ドイツ	0800-182-1737（無料電話）	
	無料電話がご利用にならない場合や上記以外の国・地域から	イギリス国内から イギリス国外から	020-8080-0250 (44) 20-8080-0250
各オフィスに連絡が取れない場合	海外から	(81) 18-888-9299	日本オフィス
	日本国内から	0120-130-242（無料電話） 018-888-9299	

※香港・マカオは香港オフィスへご連絡ください。

### 電話ご利用上の注意点

※上記は、2018年10月現在となっており、今後変更することがあります。
●（ ）内は国番号です。無料電話利用時には、国番号が不要です。
●無料電話は、公衆電話・携帯電話からご利用にならない場合があります。その場合は「無料電話がご利用にならない場合や上記以外の国・地域から」に記載の電話番号へコレクトコールをおかけいただくか、「折り返し電話」するよう各センター・オフィスにお申し付けください。
●「無料電話」の表示がない電話番号は「ダイヤル直通電話(有料)」となりますので、コレクトコールをおかけいただくか、「折り返し電話」するよう各センター・オフィスにお申し付けください。
●無料電話やコレクトコールをご利用にならない場合の電話料金はお客様ご負担となります。
●地域によっては国内通話料相当額が必要になる場合があります。
●宿泊施設内電話の利用料や、携帯電話の種類により受信の際に利用料が発生する場合は、お客様ご負担となります。
●各国での電話事情等により電話がかかりにくい場合は、「海外メディカルヘルプライン(東京センター(上記))」「海外ホットライン(日本オフィス(上記))」または、他のセンター・オフィスへお問い合わせください。
●お電話をいただいた時間帯や状況によっては、他のセンターへ電話が転送される場合がありますので、あらかじめご了承ください。
●各電話番号については最新のものを掲載していますが、現地電話制度の事情等により急な変更が生じることがあります。